

モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	原子爆弾被爆者等を援護すること
------------------	-----------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
個別目標	1	被爆者の健康の保持・増進を図ること
(主な事務事業) ・原爆被爆者に対する手当の支給		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1. 目的等 被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)等に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講ずるという観点から、被爆者に対し、医療費、手当の支給や健康診断等を行っている。		
2. 根拠法令等 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)		
主管部局・課室	健康局総務課	
関係部局・課室		

2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	被爆者健康診断受診率(単位: %) (一)	84.4	82.4	79.4	80.0	78.5
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、健康局総務課調べによる。 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数/(被爆者健康手帳交付者数+健康診断受診者証交付者数)」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に該当する者をいう。 						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1						
被爆者の健康の保持・増進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	被爆者健康診断受診率(単位：%) (一)	84.4	82.4	79.4	80.0	78.5
	※施策目標に係る指標1と同じ					
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 1 は、健康局総務課調べによる。 ・ 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数／(被爆者健康手帳交付者数＋健康診断受診者証交付者数)」により算出。 ・ 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令(平成7年政令第26号)別表第3及び第4に該当する者をいう。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：原爆被爆者健康診断費交付金						
平成18年度 予 算 額：3,287百万円(補助割合：[国10/10][/][/])						
実 施 主 体：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)に基づき、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)及び健康診断受診者証交付者に対し、健康診断を行う。						